

お客さまから法人番号の提示が必要なお取引

国の機関、地方公共団体、人格のない社団等のお客さまも法人番号の提示をお願いします。

法人番号の提示が必要なお取引	法人番号の提示が必要なとき
● 一般口座（投資信託・公共債）	新規に口座を開設するとき 名称・称号、ご住所に変更があったとき
● 公社債（現物債・登録債）	元金・利金の支払いを受けるとき
● 定期預金 （積立定期預金・外貨定期預金を含む）	預け入れのとき 名称・称号、ご住所に変更があったとき
● 通知預金	預け入れのとき 払戻しを受けるとき
● 譲渡性預金	新規に口座を開設するとき 預金を譲渡するとき 預金の譲渡を受けるとき 名称・称号、ご住所に変更があったとき
● 金地金	購入するとき 名称・称号、ご住所に変更があったとき
● 外国送金（支払い・受け取り）	外国へ送金するとき 外国から送金を受け取るとき
● 先物取引	新規に店頭デリバティブ取引の契約をするとき 名称・称号、ご住所に変更があったとき

※お取引の内容により、お取引の都度、法人番号の提示をお願いする場合があります。

※非課税法人のお客さまには、上記のほかにも法人番号の提示をお願いする場合があります。

※法人番号のご提示の際は、法人番号指定通知書の原本またはコピーと、登記事項証明書等の確認書類をご提示ください。